

■ワンルームマンションの建築に関する指導指針■

(目的)

第1 この指針は、三鷹市内におけるワンルームマンション建築による近隣関係住民との紛争を事前に防止するため、開発事業者及び建築物完成後の所有者並びに管理者（以下「開発事業者等」という。）の責務等について必要な事項を定め、もって良好な住環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この指針において「ワンルームマンション」とは、居住室が一つで主として単身者用に使用される住戸によって構成される共同住宅（他の用途との併用を含む。）及び寄宿舍をいう。

(適用範囲)

第3 この指針は、前項に該当し、かつ、計画戸数が15戸以上の建築物に適用する。

(開発事業者等の責務)

第4 開発事業者等は、ワンルームマンションの建築を計画し、その管理方法を定めるにあたっては、居住水準の向上及び周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

(建築に関する基準)

第5 開発事業者はワンルームマンションの建築については、三鷹市開発事業に関する指導要綱（平成14年4月1日施行）に定めるもののほか、次に掲げる建築基準により行うものとする。

- (1) ワンルーム形式の住戸の専用床面積（共用部分及びバルコニーを除いた面積をいう。）は、20平方メートル以上とすること。（寄宿舍を除く。）
- (2) 管理者の名称、連絡先等を記載した表示板（別図のとおり。）を建物出入口の見やすい位置に設置すること。
- (3) 管理人室を設置すること。ただし、計画戸数が30戸未満であって、前記表示板が設置され適切な管理体制がとれると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 屋外階段、開放廊下、玄関ドア等から発生する生活上の騒音については、近隣関係住民に配慮した防音対策が施されていること。
- (5) 冷暖房設備、換気扇等から発生する臭気、煙及び熱風については、近隣関係住民に配慮した措置が施されていること。

(管理に関する基準)

第6 所有者又は管理者は、ワンルームマンションの管理については、次に掲げる管理基準により行うものとする。

- (1) 入居者のステレオ、ラジオ、テレビ等から発生する音により、近隣関係住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。
- (2) 建築物の所有形態が区分所有のときは、所有者は建物の区分所有等に関する法律

(昭和 37 年法律第 69 号) に基づく区分所有者の団体又は管理組合を構成し、管理規約を定めること。

(3) 入居前に建物使用上の注意事項を記載した規定を作成し、入居者に遵守させること。

(4) ゴミ収集におけるゴミ処理の方法等について、事前に市長の指導を受けること。

(5) 前面道路及びその他の空地に違法駐車駐輪をするなどによって、付近の交通に支障や迷惑をかけないように十分配慮すること。

(6) 近隣関係住民からの苦情に対しては、誠意をもって迅速に対処し、近隣に迷惑をかけないように十分配慮すること。

(近隣関係住民への説明)

第 7 開発事業者は、計画建物の建築計画及び入居後の管理方法について、近隣関係住民に対して事前に説明を行い、紛争を生じないように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

この指針は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

別図 (第 5 関係)

(表 示 板)

この建物の管理については、下記にご連絡ください。		
建築物の名称		
建築物の所在地		
連絡先	管理者名	
	所在地	
	電話番号	

30 cm以上

40 cm以上

5 三鷹市開発事業に係る紛争の調整に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、開発事業に係る紛争のあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境等の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 三鷹市まちづくり条例（平成8年三鷹市条例第5号。以下「まちづくり条例」という。）第24条第1項に規定する開発事業をいう。
- (2) 紛争 開発事業に伴って生ずる周辺的生活環境、文化的環境及び自然環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と開発事業者との間の紛争をいう。
- (3) 開発事業者 まちづくり条例第24条第1項に規定する開発事業者をいう。
- (4) 近隣関係住民 次のアからオまでに掲げる範囲内にある土地の所有権又は建築物に関する所有権若しくは賃借権を有する者及び当該範囲内に居住する者並びに開発事業による電波障害の影響を著しく受けると認められる者をいう。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市長が定める範囲内とすることができる。

ア まちづくり条例第24条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する開発事業にあつては、その事業敷地境界線から20メートルの水平距離の範囲内

イ まちづくり条例第24条第1項第2号に規定する開発事業にあつては、その事業敷地境界線から当該開発事業に係る建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内

ウ まちづくり条例第24条第1項第5号に規定する開発事業にあつては、当該店舗を中心として半径500メートル以内で規則で定める水平距離の範囲内

エ まちづくり条例第24条第1項第6号に規定する開発事業にあつては、その事業敷地境界線から100メートル以内で規則で定める水平距離の範囲内

オ まちづくり条例第24条第1項第7号に規定する開発事業にあつては、市長が必要と認める範囲内

（市長の責務）

第3条 市長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

（当事者の責務）

第4条 開発事業者は、紛争を未然に防止するため、開発事業を計画するに当たっては、周辺的生活環境、文化的環境及び自然環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないうよう努めなければならない。

2 開発事業者及び近隣関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

【以下省略】

■三鷹市開発事業に係る紛争の調整に関する条例施行規則■（抜粋）

【中略】

第4条 条例第2条第4号ウに規定する規則で定める水平距離の範囲内は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第4号エに規定する規則で定める水平距離の範囲内は、別表第2のとおりとする。
（近隣関係住民の特例）

第5条 条例第2条第4号ただし書に規定する市長が定める範囲内は、当該開発事業が周辺の生活環境等に及ぼす影響を勘案して定めるものとする。

2 条例第2条第4号エに規定する開発事業で、幅員6メートル以下の道路を使用して日常的に大型貨物自動車により搬出入を行うものについては、当該道路に接する土地の所有権を有する者並びに当該道路に接する土地に存する建築物に関する所有権若しくは賃借権を有する者及びそれらの建築物に居住する者を近隣関係住民に含むものとする。

【以下省略】

別表第1（第4条関係）

地 域	店 舗 面 積	水平距離の範囲
商業地域	500 m ² 以上 1,000 m ² 以下のもの	店舗を中心として半径 100m
	1,000 m ² を超えるもの	店舗を中心として半径 500m
その他の地域	500 m ² 以上 1,000 m ² 以下のもの	店舗を中心として半径 200m
	1,000 m ² を超えるもの	店舗を中心として半径 500m

備考1 商業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)8第1項第1号に規定する商業地域をいう。

2 その他の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

別表第2（第4条関係）

施 設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する 産業廃棄物処理施設	
区分・水平距離の範囲	作業場面積が 500 m ² 以上のもの	事業敷地境界線から 100m
施 設	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7号に規定する工場	
区分・水平距離の範囲	作業場面積が 1,000 m ² 以上のもの	事業敷地境界線から 100m
	作業場面積が 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	事業敷地境界線から 50m
施 設	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第8号に規定する指定作業場	
区分・水平距離の範囲	同条例別表第2第1号、第6号から第8号まで、第10号から第12号まで、第15号、第18号、第20号から第24号まで及び第28号に規定する指定作業場で、作業場面積が 500 m ² 以上のもの	事業敷地境界線から 100m
	同条例別表第2第3号、第4号及び第30号から第32号に規定する指定作業場で、作業場面積が 500 m ² 以上のもの	事業敷地境界線から 50m
	同条例別表第2第2号、第5号、第9号、第13号、第14号、第16号、第17号、第19号、第25号から第27号及び第29号に規定する指定作業場で、作業場面積が 500 m ² 以上のもの	事業敷地境界線から 20m

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)
最終改正：平成二十六年六月十三日法律第六十九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(国内の処理等の原則)

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

(国民の責務)

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国

及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

【中略】

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

【以下省略】

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令■（抜粋）

（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）

最終改正：平成二十六年六月十三日法律第六十九号

【中略】

（産業廃棄物処理施設）

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 一 汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの
- 二 汚泥の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートル（天日乾燥施設にあつては、百立方メートル）を超えるもの
- 三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
 - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
- 五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
 - イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの
 - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 六 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの
- 七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの
 - ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 八の二 木くず又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 九 別表第三の三に掲げる物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 十 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
 - 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
 - 十三の二 産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
 - ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの
 - イ 第六条第一項第三号ハ（１）から（５）まで及び第六条の五第一項第三号イ（１）から（６）までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所
 - ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）
 - ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）

【以下省略】

7 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜粋）

東京都公害防止条例（昭和四十四年東京都条例第九十七号）の全部を改正する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- 三 地球温暖化 事業活動その他の人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 四 温室効果ガス 二酸化炭素その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める物質をいう。
- 五 地域冷暖房 一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製造した冷水、温水又は蒸気を導管により複数の建物に供給する仕組みをいう。
- 六 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 七 工場 別表第一に掲げる工場をいう。
- 八 指定作業場 別表第二に掲げる作業場等（工場に該当するものを除く。）をいう。
- 九 規制基準 事業活動その他の活動を行う者が遵守すべきばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度をいう。
- 十 ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び窒素酸化物並びに燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんをいう。
- 十一 有害ガス 人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質（ばい煙を除く。）で別表第三に掲げるものをいう。
- 十二 有害物質 人の健康に障害を及ぼす物質のうち水質又は土壌を汚染する原因となる物質で別表第四に掲げるものをいう。
- 十三 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

（知事の責務）

第三条 知事は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減のための必要な措置並びに公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を講ずるほか、その施策を事業者及び都民と連携して実施し、環境への負荷の低減及び公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もつて都民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保しなければならない。

- 2 知事は、公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、その結果明らかになった公害の状況を都民に公表しなければならない。
- 3 知事は、環境への負荷の低減及び公害の防止に係る技術の開発及びその成果の普及を行うよう努めるとともに、小規模の事業者が環境への負荷を低減し、及び公害を防止するために行う施設の整備等について必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 知事は、自らが事業活動を行う場合には、環境への負荷の低減及び公害の防止に資する行動を率先

してとるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(都民の責務)

第五条 都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

【以下省略】

別表第一 工場（第二条関係）

- 一 定格出力の合計が二・二キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)
- 二 定格出力の合計が〇・七五キロワット以上二・二キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
 - (一) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (二) 印刷又は製本
 - (三) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
 - (四) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
 - (五) 金属やすり、針、釘、鋸又は鋼球の製造
 - (六) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (七) 金属箔又は金属粉の製造
 - (八) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (九) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (十) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
 - (十一) ガラスの研磨又は砂吹き
 - (十二) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)
 - (十三) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (十四) 液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり二十リットル以上又は火格子面積が〇・五平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
 - (一) 金属線材（管を含む。）の引抜き
 - (二) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (三) 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋸打ち
 - (四) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (五) 塗料、染料又は絵具の吹付け
 - (六) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (七) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (八) ドライクリーニング
 - (九) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (十) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
 - (十一) たん白質の加水分解
 - (十二) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造

- (十三) 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- (十四) 電気分解又は電池の製造
- (十五) 床面積の合計が五十平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (十六) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (十七) 発電の作業
- (十八) 金属の熔融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (十九) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (二十) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (二十一) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (二十二) 印刷用インク又は絵具の製造
- (二十三) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (二十四) 電気用カーボンの製造
- (二十五) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (二十六) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (二十七) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (二十八) 肥料の製造
- (二十九) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (三十) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (三十一) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (三十二) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (三十三) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (三十四) 有機薬品の合成
- (三十五) 火床面積が〇・五平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり五十キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (三十六) 油缶その他の空き缶の再生
- (三十七) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (三十八) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (三十九) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (四十) 紙又はパルプの製造
- (四十一) 写真の現像
- (四十二) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (四十三) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表第二 指定作業場（第二条関係）

- 一 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 二 自動車駐車場（自動車等の収容能力が二十台以上のものに限る。）
- 三 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。）
- 四 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第二十三号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 五 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 六 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）

- 七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項及び第四項、第十四條第一項及び第四項並びに第十四條の四第一項及び第四項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 八 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 九 材料置場（面積が百平方メートル以上のものに限る。）
- 十 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一條第三項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 十一 と畜場
- 十二 畜舎（豚房の総面積が五十平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が二百平方メートル以上又は鶏の飼養規模が千羽以上のものに限る。）
- 十三 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 十四 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 十五 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 十六 めん類製造場
- 十七 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 十八 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 十九 洗濯施設を有する事業場
- 二十 廃油処理施設を有する事業場
- 二十一 汚泥処理施設を有する事業場
- 二十二 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 二十三 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- 二十四 下水処理場（下水道法第二條第六号に規定する終末処理場をいう。）
- 二十五 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 二十六 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 二十七 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 二十八 焼却炉（火床面積が〇・五平方メートル未満であって焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
- 二十九 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が百五十平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 三十 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三條第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二條第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一條第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 三十一 病院（病床数三百以上を有するものに限る。）
- 三十二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

三鷹市 都市整備部 都市計画課 開発指導係

〒181-8555 三鷹市野崎 1 - 1 - 1

電 話 : 0422-29-9703 (直通)

※ ホームページも、ご参照ください。

三鷹市まちづくり条例(開発事業・解体事業)

三鷹市ホームページ

[URL:https://www.city.mitaka.lg.jp/](https://www.city.mitaka.lg.jp/)

市政情報



都市計画・まちづくり



▷ まちづくり条例



- ▷ 三鷹市まちづくり条例に関する申請様式等
- ▷ 三鷹市まちづくり条例(大規模土地取引、開発、中高層、解体)

